

回覧

「まさか」の事態にならないために

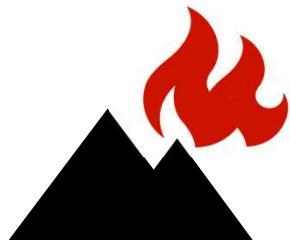
多発中!

林野火災予防

その行為、危険です!!



- 枯れた木の近くでのたき火
- 火元の放置
- 強風・乾燥時のたき火・火入れ
- 野焼き
- 火遊び
- 消火の不徹底
- 水・消火器など消火準備の不徹底
- タバコの不始末・吸い殻の投げ捨て



令和7年1月 甲府市と笛吹市にまたがる
大蔵経寺山で発生した林野火災

ルールを守らず
林野火災を発生
させると、**罰則**
が科される
場合があります。

お問い合わせ先

峡南（広）消防本部 ☎ 055-272-1919

回覧

林野火災注意報・警報運用開始についてのお知らせ

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、林野火災予防を目的に火災予防条例が一部改正され、令和8年1月1日より「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用を開始します。

林野火災注意報

注意を要する気象状況となったときに「林野火災注意報」が発令されます。
「林野火災注意報」が発令された場合は、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行わないよう努めなければなりません。（努力義務）
※地域の行事である「どんど焼き」等においても対象となります。

林野火災警報

さらに林野火災の予防上危険と認めるときに「林野火災警報」が発令されます。
「林野火災警報」が発令された場合は、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行ってはなりません。（罰則のある義務）
「火の使用制限」に従わない場合は、30万円以下の罰金または拘留が科されることがあります。

「林野火災注意報・警報」の発令時、当日10時に防災行政無線にて町内全域放送します。

放送内容は「町公式LINE」でも配信します。この機会に友だち登録をお願いします。

「町公式LINE」はこちら→



峡南消防本部HPはこちら→

(発令基準など詳しい情報はこちら)



皆様の林野火災予防へのご協力をお願いします！

お問い合わせ先

市川三郷町防災交通課 ☎ 055-272-1175
峡南（広）消防本部 ☎ 055-272-1919